

議第 2 2 1 号「大阪都市計画地区計画の変更」

に対する

意見書の要旨

意見書 提出者	意見書の要旨
堺市東区 在住者	・国際交易を掲げているが、交通アクセスが不便であり、賭博行為は違法であるので、カジノ施設の設置は認められない。 ・南海トラフ地震等の大震災に対して、埋め立て地である本地区の地盤は極めて危険であり、大型開発には不向きである。 ・本意見書の提出を郵送に限ることと、計画の縦覧を市役所に限定することは、市政の透明化に逆行するので、図書館やインターネットを活用すべきであった。